



それぞれの立場や役割で社協を支えてくださる皆さん

写真右 小地域福祉活動について説明を受ける自治会長と代表福祉委員
(6.13 メイプル福祉センター)

写真左上 手話入門教室で指導するボランティア(H23.8月 宍粟防災センター)

写真左下 配食サービスに協力いただくボランティア(6.26 一宮保健福祉センター)

8月は、社協一般会費
納入月間です。
ご協力をお願いします。

1世帯1,000円

あなたの会費が 社協を支えます

社協の理念は
ふくしのまちを
つくること

社会福祉協議会(社協)は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図ることを目的に、すべての都道府県と市区町村に設置されています。

その理念は、地域のだれもが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らし続けられる「ふくしのまち」をつくることです。

皆様の会費でつくる
豊かな地域福祉

社協は住民の皆様を会員として運営しています。世帯を単位として、一世帯あたり千円の会費を納入していただいています。

毎年8月は、社協の会費納入をお願いする月です。

皆様には大変ご負担をおかけしますが、皆様の会費が宍粟市の豊かな地域福祉をつくる大きな力となります。

自治会や隣保ごとに集めさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

今こそ地域で
新しいつながりを

社協は、だれもが安心して暮らせるふくしのまちをつくる組織です。少子高齢化に加え、最近は単身世帯も増えています。

地域のつながりの希薄化が進む今、住民のだれひとりとして孤立することなく、地域の中で新しいつながりをつくるのが求められています。

その役割を担っているのが社協です。あなたの会費で社協を支えてください。

会費の使途

会費は、社協本体を支えるための財源として、社協事務局の「運営費」および「活動費」に活用しています。

「善意銀行預託金」や「赤い羽根共同募金の配分金」が地域福祉事業に活用されるのに対し、会費はそれらでまかなうことのできない事務機器のリース料や車の維持費、電話代、郵便料金、消耗品などに充当しています。